

文書分類番号G037
------------

保存期間 10年
----------

広交規第1596号

平成24年11月6日

各部長・参事官  
様  
各所属長

警察本部長

緊急通行車両等の確認及び交通規制除外車両の確認に係る事務処理要領  
の制定について(通達)

緊急通行車両の事前届出事務及び確認事務等については、緊急通行車両の事前届出事務及び確認事務等処理要領の制定について（平成17年3月17日付け、広交規第298号、以下「旧通達」という。）により事務処理を行っているところである。このたび、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり定め平成24年11月26日から施行することとしたので、取扱上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達の施行をもって廃止する。

## 別添

### 緊急通行車両等の確認及び交通規制除外車両の確認に係る事務処理要領

#### 第1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出事務及び確認事務について、必要な事項を定めるものとする。

また、災対法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害発生後、速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出事務及び確認事務についても併せて必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 緊急通行車両等の確認事務に関する事務

##### 1 事前届出の対象とする車両

###### (1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

ア 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する次の(ア)から(ケ)に掲げる事項の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）、その他広島県公安委員会がこれらに準ずる機関と認めるものが保有する車両、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は指定行政機関等が災害発生時等に他の関係機関、団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自

衛隊車両等」という。)であって、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定による番号標以外のものを付しているものについては、緊急通行車両ではなく、第3の1の規制除外車両として交通規制の対象から除外するので、別添1の災対法施行規則別記様式3項の緊急通行車両確認標章(以下「確認標章」という。)の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

ア 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の次の(ア)から(ク)に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両。

- (ア) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (エ) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (カ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (キ) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (ク) その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

イ 指定行政機関等(指定地方公共機関を除く。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等(指定地方行政機関を除く。)の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、第2の1、(1)のとおり確認標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(3) 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

ア 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の次の(ア)から(ク)に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

- (ア) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- (カ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (キ) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、

放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

(ク) その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、第2の1、(1)のとおり確認標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

(4) 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

ア 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次の(ア)から(カ)に掲げる措置その他武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両。

(ア) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

(イ) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

(ウ) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

(エ) 輸送及び通信に関する措置

(オ) 国民の生活の安定に関する措置

(カ) 被害の復旧に関する措置

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等については、第2の1、(1)のとおり確認標章の掲示は不要とすることから事前届出の対象としない。

2 事前届出に関する手続き

(1) 事前届出者

事前届出を行うことができる者（以下「事前届出者」という。）は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者とする。

(2) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して公安委員会に事前届出を行うものとする。

(3) 事前届出の受理

ア 警察署長は、自動車検査証（以下「車検証」という。）の提示並びに輸送協定等により災害応急対策に従事する車両にあつては輸送協定書（当該書類がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び別記様式1の緊急通行車両等事前届出書（2通）の提出を求め、受理するものとする。

イ 警察署長は、事前届出の受理後、事前届出に係る書類一式を交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に送付するものとする。

#### (4) 届出済証の交付等

##### ア 審査

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、事前届出に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否か、次の要件について審査するものとする。

(ア) 事前届出車両に該当する車両であること。

(イ) 災害応急対策等を実施するために使用する車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）、車両の使用者等が適正であること。

##### イ 届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、別記様式1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）1部を受理警察署に送付し、1部を交通規制課に控えとして保管するものとする。送付を受けた警察署長は、当該届出済証を事前届出者に交付する。

##### ウ 届出済証の再交付

交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から届出済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の申出があつたときは、届出済証の再交付を行うものとする。

再交付の手続きは、別記様式2の緊急通行車両等事前届出済証再交付申請書を提出させ、前記2の要領により新たに届出を行わせるものとし、届出済証欄外に「再」と朱書きした届出済証を受理警察署に送付するものとする。

#### (5) 届出済証の返還

警察署長は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車になったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなつたと認めるときは、速やかに届出済証を返還させ交通規制課長へ送付するものとする。

#### (6) 緊急通行車両事前届出受理簿への記載

交通規制課及び警察署に別記様式3の緊急通行車両等事前届出受理簿を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付、再交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

### 3 事前届出車両の確認

届出済証の交付を受けている車両（以下「事前届出車両」という。）に係る大規模災害発生時の緊急通行車両等の確認については、次により行うものとする。

#### (1) 確認の場所

届出済証による緊急通行車両等の確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うものとする。ただし、警察署が使用不能の場合は、交番及び駐在所においても行うことができる。

#### (2) 確認申請

交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「交通規制

課長等」という。)は、緊急通行車両等であることの確認を求める旨の申出があった場合は、既に交付されている届出済証を提示させ、事前届出を行っていない車両に優先して確認を行う。

この場合において、交通規制課長等は、災対法施行規則別記様式第4に規定する別添2の緊急通行車両確認証明書(以下「証明書」という。)に必要事項を記載させるものとする。

(3) 確認標章及び証明書の交付

交通規制課長等は、緊急通行車両等であることを確認した場合は、確認標章及び証明書を申請者に交付するものとする。

(4) 緊急通行車両等申請受理簿への記載

交通規制課、交通部高速道路交通警察隊及び警察署(以下「交通規制課等」という。)に別記様式4の緊急通行車両等申請受理簿を備え付け、確認標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにするものとする。

(5) 確認標章の有効期限

別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日までとする。

4 事前届出車両以外の車両の確認

届出済証の交付を受けていない車両の大規模災害発生時の緊急通行車両等の確認については、次により行うものとする。

(1) 確認の場所

第2の3、(1)と同様とする。

(2) 確認申請

ア 申請の方法

交通規制課長等は、緊急通行車両等であることを確認を求める旨の申出をする者に、別記様式5の緊急通行車両等確認申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記載し提出させるものとする。

また、内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等により掲載が予定されていることから、当該ホームページにより緊急通行車両であることの確認を行い、掲載がない車両に限り、災害応急対策を実施するために使用される車両であることを疎明する書類を添付させるものとする。

イ 審査

確認申請を受理した交通規制課長等は、当該車両が災害応急対策を実施するために使用される車両に該当するか否かについて、申請書及び添付書類を審査するものとする。

(3) 確認標章及び証明書の交付

交通規制課長等は、審査の結果、当該車両が緊急通行車両等に該当すると認めた場合は、証明書に必要事項を記載させ、確認標章及び証明書を交付するものとする。

(4) 緊急通行車両等申請受理簿への記載

交通規制課等に別記様式4の緊急通行車両等申請受理簿に記載し、確認申請の受理、確認標章の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(5) 確認標章の有効期限

別途指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日までとする。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両については、規制除外車両として取扱うものとする。

2 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要性に応じて個別に判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、災害発生時等に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両等として取扱われることになる。この場合、緊急通行車両等の事前届出車両として取扱うためには、改めて緊急通行車両等としての事前届出を行う必要がある。

3 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等とならないものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

4 事前届出に関する手続き

(1) 事前届出者及び事前届出先

第2の2、(1)、(2)と同様とする。

(2) 事前届出の受理

ア 警察署長は、別記様式6の規制除外車両事前届出書（2通）、車検証及び次の書類の写しを提出させ受理するものとする。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類。

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類。

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）  
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）。

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両  
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限りて受理することし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 警察署長は、事前届出の受理後、事前届出に係る書類一式を交通規制課長に送付するものとする。

### (3) 除外届出済証の交付等

#### ア 審査

交通規制課長は、事前届出に係る車両が交通規制の対象から除外する車両に該当するか否か、次の要件について審査するものとする。

(ア) 第3の3に規定する車両であること。

(イ) 緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、輸送人員、品名、車両の使用者等が適正であること。

#### イ 除外届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、緊急交通路の通行を認めることが適切な車両に該当すると認められるものについては、別記様式6の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）1部を受理警察署に送付し、1部を交通規制課に控えとして保管するものとする。送付を受けた警察署長は、当該除外届出済証を事前届出者に交付する。

#### ウ 除外届出済証の再交付

交通規制課長は、除外届出済証の交付を受けた者から除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の申出があったときは、除外届出済証の再交付を行うものとする。

再交付の手続きは、別記様式2の規制除外通行車両事前届出済証再交付申請書を提出させ、前記(1)及び(2)に準ずるものとし、除外届出済証欄外に「再」と朱書きした届出済証を受理警察署に送付するものとする。

### (4) 除外届出済証の返還

警察署長は、事前届出が行われた車両が規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車になったとき、その他規制除外車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに除外届出済証を返還させ交通規制課長へ送付するものとする。

### (5) 規制除外車両事前届出受理簿への記載

交通規制課及び警察署に別記様式7の規制除外車両事前届出受理簿を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付及び再交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

## 5 除外事前届出車両の確認

除外届出済証の交付を受けている車両（以下「除外事前届出車両」という。）



に係る大規模災害発生時の規制除外車両の確認については、次により行うものとする。

(1) 確認の場所

第2の3，(1)と同様とする。

(2) 確認申請

ア 交通規制課長等は，規制除外車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は，既に交付されている除外届出済証を提示させ，除外事前届出を行っていない車両に優先して確認を行う。

イ 交通規制課長等は，別記様式8規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

(3) 確認標章及び除外証明書の交付

交通規制課長等は，規制除外車両であることを確認した場合は，確認標章及び除外証明書を申請者に交付するものとする。

(4) 規制除外車両申請受理簿への記載

交通規制課等に，別記様式9の規制除外車両申請受理簿を備え付け，確認標章，除外証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするものとする。

(5) 確認標章の有効期限

別途指示する場合を除き，発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日までとする。

6 除外事前届出車両以外の車両の確認

(1) 除外届出済証の交付を受けていない除外事前届出対象車両の確認

除外届出済証の交付を受けていない除外事前届出対象車両の使用者から，規制除外車両の申請があった場合の確認事務は，警察本部，警察署及び交通検問所で行うものとし，申請時に次の書類を提出させるものとする。

ア 別記様式10の規制除外車両確認申請書（以下「除外申請書」という。）

イ 車検証の写し

ウ 第3の4，(2)のアの(ア)，(イ)，(ウ)，(エ)の書類

(2) 規制除外車両に該当するか否かの確認

緊急交通路の交通量や道路状況，他の道路の交通容量，被災や復旧の状況，被災地のニーズ等を踏まえ，次に掲げる車両を規制除外車両とすることを検討し，順次，規制除外車両の範囲を拡大するものとするが，範囲の拡大については別途指示するものとする。

ア 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認した車両

イ 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で，乗車定員が11人以上の車両

ウ 霊柩車

車検証等により車両の形状を確認した車両

エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当し、次の物資等を輸送する車両

- (ア) 医薬品，医療機器，医療用資材等
  - (イ) 食料品，日用品等の消費財
  - (ウ) 建築用資材
  - (エ) 金融機関の現金
  - (オ) 家畜の飼料
  - (カ) 新聞，新聞用ロール紙
- (3) 確認の場所及び申請者等  
確認手続きについては，第3の5，(1)，(2)に準ずるものとする。
- (4) 確認標章及び除外証明書の交付  
交通規制課長等は，審査の結果，当該車両が規制除外車両に該当すると認められた場合は，確認標章及び除外証明書を交付するものとする。
- (5) 確認標章の有効期限  
別途指示する場合を除き，発行の日の翌日から起算して1ヶ月後の日までとする。
- (6) 除外通行車両申請受理簿への記載  
交通規制課等に別記様式9の規制除外車両申請受理簿を備え付け，確認申請の受理，確認標章の交付の事務処理経過を明らかにしておくものとする。
- 7 交通規制の対象から一律に除外することとした車両の取扱い  
緊急交通路の交通量や道路状況等を踏まえ，新たに交通規制の対象から一律に除外することとした大型貨物自動車，事業用自動車等については，交通検問所において，自動車登録番号標の寸法又は分類番号により規制除外車両に該当するかどうかを確認し，確認できた車両については，緊急交通路の通行に際し，確認標章の掲示は不要なものとして取扱うため，確認標章及び除外証明書の交付は行わないものとする。

#### 第4 標章等の管理

確認標章，証明書，及び除外証明書（以下「標章等」という。）の管理は次により行うこととする。

##### 1 標章等の管理責任者等

- (1) 警察本部における管理責任者は交通規制課長及び高速道路交通警察隊長とし，取扱責任者は交通規制課担当課長補佐及び高速道路交通警察隊副隊長とする。
- (2) 警察署における管理責任者は警察署長とし，取扱責任者は交通担当課長とする。

##### 2 標章等の取扱い

- (1) 管理責任者は，災害時に見込まれる緊急通行車両及び交通規制の対象から除外する車両の概数を把握し，標章等の必要数を確保しておくものとする。
- (2) 取扱責任者は，別記様式第11号の確認標章管理簿により，標章等の受け払い

の状況を明らかにしておくものとする。

### 3 確認標章への記載要領

確認標章への記載は、黒色のナンバリング、ボールペン等の変造ができない方法によりするものとする。

### 4 標章等の返還

(1) 管理責任者は、標章等の交付を受ける者に対し、標章等の有効期限が切れた場合は、公安委員会に返還するよう指導するものとする。

(2) 返還された標章等は、取扱責任者が立ち会い、裁断等により処分するものとする。

## 第5 確認標章の交付件数の報告

### 1 報告内容

交通規制課長等は、大規模災害発生時における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認を行い、確認標章を交付したときは、別記様式12の緊急通行車両に対する確認標章交付件数報告書及び別記様式13の規制除外車両に対する確認標章交付件数報告書により交通規制課へ報告すること。

### 2 報告時点

別途指示するものとする。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並び年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添2（第2の3関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
広島県公安委員会 (印)		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	(電話 )
	氏 名	
通 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

別記様式1 (第2の2関係)

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日  広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法, 災害対策基本法, 原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには, この届出済証を最寄の警察本部, 警察署, 交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し, 滅失し, 汚損し, 破損した場合には, 公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは, 本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他, 緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては, 輸送人員又は品名)		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して, 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上, 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は, 氏名を記載し及び押印することに代えて, 署名することができる。  
 2 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4番とする。

別記様式 2 (第 2 の 2, 第 3 の 3 関係)

緊急通行車両等事前届出済証 規制除外車両事前届出済証		再交付申請書
		年      月      日
広島県公安委員会 様		
申請者		
住 所		
氏 名		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両に合っては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
再 交 付 申 請 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。







別記様式5（第2の4関係）

年 月 日		
緊急通行車両等確認申請書		
広島県公安委員会 様		
(申請者) 住所 氏名		
電話		
⑩		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 (電話 )	
	氏名	
通行日時		
運行経路	出 発 地	目 的 地
備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式6（第3の3関係）

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書  年 月 日  広島県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  年 月 日  広島県公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制所が車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式8（第3の5関係）

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
広島県公安委員会 (印)			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	（電話 ）	
	氏 名		
通 行 日 時			
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。



別記様式10（第3の5関係）

年 月 日	
規制除外車両確認申請書	
広島県公安委員会 様	
(申請者) 住所	
氏名	電話
(印)	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 (電話 )
	氏名
通行日時	
運行経路	出 発 地
	目 的 地
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式 1 1 (第 4 の 2 関係)

確 認 標 章 等 管 理 簿  
種別 ( )

確認欄	受払年月日	受入数	払出数	残 数	取扱者印	備 考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。



緊急通行車両に対する確認標章交付件数報告書

所 属	
担 当 者 名	
警 電	

時 点	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	合計
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										

【凡例】

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防, 水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難, 救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- カ 清掃, 防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防, 交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ※ 事前届出のあった内数

規制除外車両に対する確認標章交付件数報告書

所 属	
担 当 者 名	
警 電	

時 点	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	合計
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										
月 日 午前 時										
月 日 午後 時										

【凡例】

- ア 医師・歯科医師, 医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用式材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両
- エ 建設用重機, 道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- オ

- カ
- キ
- ク
- ケ
- ※ 事前届出のあった内数